

平成31年度

人権教育・啓発
事業実施計画

(部局別概要)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

知事直轄組織（知事室長）

所 掌 事 務	・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送等による府民への人権啓発 ・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請 ・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
		特定職業従事者等	メディア関係者等
		人権問題	外国人・全般

所管事項に 関する 課題認識	・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要である。 ・ 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを進めていくことが重要である。 ・ 日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、共に暮らしていくための教育・生活支援などが必要である。
----------------------	---

取組の方向 (平成31年度)	・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・ 外国籍府民等の人権について、正しい理解と認識の浸透を図るため、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動をはじめ、国や市町村と連携しながら、効果的な啓発を推進する。 ・ (公財)京都府国際センターと市町村、国際化協会やNPO団体等と連携して、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援等に取り組む。
-------------------	---

【知事直轄組織（知事室長）】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分	事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
広報課 所管事業	メディア関係者等に対する働きかけ	府政記者に対し、個々の事案発生時などに、人権に配慮した取材・報道を要請		1
	きょうと府民だよりの発行	特集記事やシリーズ記事を掲載した「きょうと府民だより」を活用し、定期的・継続的な人権啓発を実施		1
	テレビ番組放送「京都インフォーマル（仮）」（KBS京都「きらきん」番組内）	人権啓発街頭啓発のお知らせや府民だより人権特集と連動した内容などを放送	番組名等変更 （③⑩「みんなの京都ふらりー」）	2
	テレビスポット放送	府民生活の身近な場面を再現するCMを年間1本作成し、既に制作したCMとともに、時期にあったテレビ放送のスポット枠を活用した人権啓発を実施		2
	ラジオ番組放送 「きょうとほっと情報」	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、1分間の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送		3
	ラジオ番組放送 「Meets the Kyoto」	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、約2分間の広報ラジオ番組（FM京都）を放送	番組変更 （③⑩「Kyoto Prefecture Eyes」）	3
	ラジオスポット放送	人権強調月間及び人権週間に、府民だよりの特集テーマと連動した内容の30秒のスポット番組（FM京都）を放送		4
	ラジオスポット放送	12月の人権週間をフォローする形で若年層に訴える内容の20秒のスポット番組（KBS京都・FM京都）を放送		4
国際課 所管事業	生活サポート情報の提供	（公財）京都府国際センターホームページや携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供	【拡充】京都府国際センターに在住外国人相談窓口を開設	5
	多言語による府政情報の発信	府ホームページ多言語化、メールマガジン発信、留学生支援情報発信（留学生ステイ京都ネットワーク総合的ポータルサイト）		5
	外国籍府民共生施策懇談会	外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告		6
	外国人研究者・留学生等のための居住支援	外国人研究者・留学生等の府営住宅への優先入居 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営		6
	外国人のための防災ガイドブック	普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載により発信		7
	外国人のための医療ガイドブック	外国籍府民のために、日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載		7
	外国籍府民のための安心・安全情報の提供	病気、火事、犯罪等の緊急時の連絡、対応方法等を記載したリーフレットを配布及びホームページへの掲載		8
	災害時支援体制の構築への支援	（公財）京都府国際センターと行政機関、地域国際化協会やNPO団体が連携し外国籍府民等の災害時支援体制の構築を図る		8
	日本語学習支援事業	日本の生活で必要になる日本語能力を身につけ、安心して生活できるよう日本語学習支援事業を実施	【拡充】日本語教育の総合的な体制づくりに向けた実態調査の実施	9
	外国につながりをもつ子どもに関わる教育支援事業	学校関係者や支援ボランティアをサポートする各種情報の整備、提供等		9

知事直轄組織（職員長）

所 掌 事 務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施 ◆センター研修 ・職務基本研修 ・実務支援研修 ・能力開発研修 ・特別研修 ・連携・協働研修 ・人権研修 等 ◆政策研究支援・大学連携 ◆広域連合研修 ◆人事交流・派遣研修
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	職場
	特定職業従事者等	公務員（京都府職員）
	人権問題	人権の基本的な考え方及び同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に 関する 課題認識	京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、 ① 人権問題を正しく理解し、常に人権を尊重して職務を遂行する職員 ② 地域社会におけるリーダー的存在として、人権問題に対して積極的な役割を果たすことができる職員の育成が重要である。
----------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。 また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国内・国際社会の現状を見据えて、時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。 なお、研修内容については、人権に関する法令等の趣旨を踏まえ、新たな人権課題に対しても、府職員が適切な理解と積極的な行動がとれるよう、研修科目や講師等を設定するとともに、参加者からのアンケートを参考にし、研修内容のさらなる改善を図っていくものとする。
-------------------	---

【知事直轄組織（職員長）】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研 修	センター研修	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施		10
	部局研修・職場研修	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施		10
	聞こえのコミュニケーション研修（手話研修）	聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める。		11
	参加研修（人権大学講座）	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施		11
自己学習支援	自己学習支援	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供		12

総務部

所掌事務	- 個人情報保護の推進 - 北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題 社会の変化等による課題

所管事項に関する課題認識	- 官民を問わず、個人情報を含む記録媒体の紛失やメールの誤送信などによる個人情報の漏えい事案が見られる。 - 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている「北朝鮮当局による拉致問題等」を解決するためには、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要。
--------------	--

取組の方向 (平成31年度)	- 国が行う個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の啓発などに協力するほか、府の実施機関が保有する個人情報については、京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図る。 - 拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。
-------------------	---

【総務部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
各種啓発等 (通年実施)	個人情報保護推進事業	個人情報保護制度に係る啓発等の実施		13
	北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業	国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進		13
	府公用封筒による啓発	府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権意識の高揚を図る		14

政策企画部

所 掌 事 務	府政の総合的企画及び調整に関すること。
------------------	---------------------

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会
	特定職業従事者等	
	人権問題	全 般

所管事項に 関 する 課 題 認 識	・「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」では「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記している ・同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、犯罪被害者等に対する人権問題等の様々な人権問題や社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題について、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など、人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要である。
--------------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	・本年秋頃を目途に策定する新総合計画において、人権尊重の重要性を明確にするとともに、様々な人権問題の解決に向けた取組について、事業を所管する関係部局と連携し、数値目標を設定した進捗管理を通じて、人権問題の解決など計画の着実な推進を図る。 ・様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげる。
-------------------	---

【政策企画部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
補助	公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	公益財団法人世界人権問題研究センターの運営に対する助成		15

府民生活部

所掌事務	・ 安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること ・ 消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	女性、子ども、犯罪被害者等、さまざまな人権問題（刑を終えて出所した人等）

所管事項に関する課題認識	府民生活部では、人権が尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発や再犯防止施策の推進、②女性や青少年に関わる問題の認識と解決に向けた啓発、また③消防職員に対する人権教育が求められる。 ① 犯罪被害者等支援については、府内全市町村において相談窓口が設置され、犯罪被害者等支援条例が制定されたが、支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた現状等に対する府民の理解を促すための広報啓発を進めていくことが必要である。 再犯防止施策については、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成することが必要である。 ② 配偶者等からの暴力（DV）は犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。地域活動団体等と連携して、DVやいわゆるデートDV（恋人間での暴力）に関する啓発を行い、地域において暴力を許さない意識を醸成することが必要である。 また、子どもに関わる問題では、インターネットや携帯電話の普及に伴い、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件が多発していることから、青少年をネットトラブルから守ることが必要。 ③ 府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識を習得させ、消防業務にあたる必要がある。
--------------	--

取組の方向 (平成31年度)	・ これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体と連携・協働して取組を進めていく。 ・ 人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。
-------------------	---

【府民生活部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
犯罪被害者支援		犯罪被害者等支援活動推進費	サポートチームによる総合的な支援、(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実		16
	通年実施	いのちを考える教室	犯罪被害者御遺族の生の話を聴き被害者等が犯罪から受けた様々な痛みや亡くなった家族に対する「思い」を感じることで「いのちの大切さ」や規範意識を育む		
		ホンデリング・プロジェクト	不要となった本を寄贈し、その売却代金を犯罪被害者等支援活動に役立て、犯罪被害者等支援に対する職員の理解促進を図る		
	イベント・事業開催	生命のメッセージ展in京都	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた機運の醸成を図るため、啓発イベントを実施		
	研修事業	犯罪被害者等支援施策担当者市町村研修会	条例に基づく犯罪被害者等に対する総合支援体制構築の一環として研修を実施		
刑を終えて出所した人等	通年実施	再犯防止施策の推進	再犯を防止することにより、府民が犯罪により被害を受けることを防止し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを一層推進するため、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成	【新規事業】	16
女性	通年実施	男女共同参画審議会開催費	「ＫＹＯのあけぼのプラン(第3次)後期施策－京都府男女共同参画計画－」に基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進		17
		京都ウィメンズベース事業費	オール京都体制で運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に、企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を支援		17
		輝く地域女性活躍推進事業費	府内全域の女性の活躍を図るため、地域の多様な女性で構成する地域会議を各広域振興局に設置		18
		輝く女性応援補助事業費	すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・家庭・職場で女性が輝くための取組経費に対して補助	地域について、補助率及び補助上限金額が変更	18

【府民生活部】

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
女性 (続き)	通年実施 (続き)	マザーズジョブカフェ推進事業	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援		19
		保育ルーム設置促進事業	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置		19
		男女共同参画センター運営助成事業	男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び相談事業等を助成		20
		情報提供事業	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実		20
		女性相談事業	女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施		21
		ドメスティック・バイオレンス対策事業	DVを防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施		21
		高齢者等雇用環境整備事業 (内職者団体補助)	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成		22
		地域団体育成事業	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成		22
	イベント・事業開催	KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、講演やワークショップ、バザール等を実施		23
		女性リーダー育成事業 (京都府女性の船事業)	府内の女性たちが男女共同参画について学習・交流を深めることを通じて女性リーダーを養成する研修を実施		23
子ども	通年実施	社会環境浄化推進事業	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進		24
インターネット社会	通年実施	青少年ネット被害対応事業	青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援		24
同和問題	研修事業	消防職員初任教育及び幹部教育	「消防学校の教育訓練の基準」に基づき、消防職員初任教育及び幹部教育で人権問題に関する研修を実施		25

府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	・ 人権啓発の総合企画及び調整 ・ 人権啓発の推進 ①幅広い府民啓発 ②人権啓発に関する指導的人材の養成
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全 般

所管事項に 関 する 課 題 認 識	・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、啓発イベントや多様なメディアを活用した情報発信、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、啓発への接触機会の少ない人たちに対しても、情報提供や啓発イベント等への参加を促し、より裾野を広げていく必要がある。 ・ 府民一人ひとりが、自分自身との関わりから、人権を自分のこととして認識していくとともに、異なる文化や価値観を認め合い、様々な課題の解決に向けて自ら考え、積極的に行動しようとする意識の涵養を図る必要がある。 ・ 国や市町村などの関係機関、NPO等民間団体と連携・協力し、府民に身近で親しみやすい啓発活動を展開する必要がある。 ・ 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法（いわゆる「人権三法」）など人権に関する法整備や、顕在化してきている課題の状況を踏まえ、時機を捉えた取組を行う必要がある。
--------------------------	---

取組の方向 （平成31年度）	・ 幅広い府民を対象とした啓発については、新聞、ラジオなど多様なメディアの活用、啓発イベントの開催、若者向けイベント等への参画、人権啓発イメージソングの活用等を通じ、人権について考えるきっかけづくり等の啓発活動に取り組む。 ・ 地域において人権啓発の中心となる人材を養成するため、研修等の実施に当たっては、正しい情報を伝える講義型の研修に加え、ワークショップなど参加型の研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を通じて、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。 ・ 国・市町村はもとより、人権問題に取り組むNPOや府内の大学等との連携・協働を進め、民間の柔軟な発想やノウハウ、学生の感性などを取り入れること等による、より一層、創意工夫した啓発活動のほか、京都地方法務局や京都府人権擁護委員連合会と連携した相談機能の強化等に取り組む。 ・ 偏見や差別等による「生きづらさ」を解消していくため、相談体制の充実や教育・啓発に重点的に取り組むとともに、インターネット上の状況など、人権課題を取り巻く状況を踏まえながら、部局横断的な課題への対応等を進める。
-------------------	--

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接 実施 事業	広報 宣伝	通年実施	人権啓発イメージソング活用事業	人権啓発イメージソングを歌い広めることにより、人権尊重精神の浸透を図る	26
			人権啓発に関するホームページ	府HP及び「京都人権ナビ」を通じ、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供	26
			啓発資料等作成・配布	啓発に使用する冊子、ポスター等の作成・配布	27
	期間集中実 施（週間/ 月間）	街頭啓発	人権強調月間、人権週間に府内各地で街頭啓発を実施		28
		新聞意見広告	憲法週間、人権強調月間、人権週間に新聞に広告を掲載		28
		新聞意見広告〔人権口コミ情報〕	人権に関する有識者の解説記事を新聞に掲載		29
		人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」	音楽アーティストが人権にかかわるメッセージを発信するコーナーの放送	実施期間を変更 （通年→期間集中）	29
		人権啓発ラジオコーナー番組 〔AM放送〕「ほっかほか人権情報」	人権問題の解決に取り組むNPO等との対談により、問題の現状・課題等を発信		30
		イベント等 開催	京都ヒューマンフェスタ2019	人権問題について主体的に学ぶ機会を提供するため、親しみやすい人権啓発総合イベントを開催	30
			人権フォーラム	人権についての正しい知識を発信し、府民の人権意識の高揚を図るため、人権フォーラムを開催	31
			人権擁護啓発ポスターコンクール	小中高校生を対象とした絵画作品コンクールを実施	31
	研修事業	人権啓発指導者養成研修会	人権啓発を企画・実施する指導的人材養成のための研修会を実施		32
		京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	人権に関する相談担当職員の資質・能力の向上、相談機関の交流促進のための研修会を実施		32
	相談窓口	人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）	差別的言動（インターネットを含む）等による人権侵害の防止・被害回復を図るための法律相談の実施		33
	他主体との連 携による啓発	京都人権啓発行政連絡協議会事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、府内企業を対象とした研修会等を実施		33
		京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、啓発活動を実施		34
		インターネット上の人権侵害等についての啓発	市町村と連携してインターネット上の人権侵害等についての府民講座（研修会）を開催		34
		隣保館における相談機能の充実へ向けたモデル事業 （頼れる隣保館づくり）	市町村の相談体制の充実に向け、隣保館における相談事業の現状把握・分析、より利用しやすい相談手法の試行等を行うモデル事業を実施		35
市町村への財政支 援等		人権啓発活動再委託事業	国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託		35
		人権問題啓発補助事業	市町村等の人権啓発事業に対する財政支援（府単独補助）		36
		地域交流活性化支援事業	市町村等が実施する隣保館等を活用した地域住民の交流促進事業への財政支援（府単独補助）		36
		人権啓発地域活動事業	各広域振興局が人権強調月間、人権週間の機会に啓発事業を実施		37

文化スポーツ部

所 掌 事 務	・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施 ・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援 ・スポーツ及び生涯学習に関すること。
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・医療関係者
	人権問題	全般

所管事項に 関する 課題認識	・私立学校の教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。 ・宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。 ・府民ひとりひとりの人権意識の向上のため、自主的な学習活動を支援することが必要である。 ・府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮が求められる。
----------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	・私立学校教職員の人権意識の高揚とともに、各校(園)における人権教育推進に向けた認識の深化や指導力向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成などを行う。 ・宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。 ・各種講座情報を提供する「京都府生涯学習・スポーツ情報」により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。 ・府立の大学では、学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員等が参加できるよう日程にも配慮し、取組を進める。
-------------------	---

【文化スポーツ部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業 以外	人権教育 資料	人権教育資料の作成	私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として「人権教育資料」を作成・配布		38
	生涯学習	「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業	生涯学習振興基本構想（京都OWN学習プラン）の具体化の一環として、府民が生涯学習に取り組みやすい環境を整備		38
	人権教育 授業	人権教育授業 （医学部医学科）	府立医科大学医学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		39
		人権教育授業 （医学部看護学科）	府立医科大学看護学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		39
		人権教育授業 （府立大学）	府立大学学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		40
研修事業	教職員・ 社会教育 関係職員	私立幼稚園人権教育研修会	各私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る研修会を実施		40
		私立小・中・高等学校人権教育研修会			41
		私立専修・各種学校人権教育研修会			41
		私立学校人権研修フィールドワーク（全校種対象）			42
		教職員人権啓発研修 （府立医科大学）	今日の人権状況にふさわしいテーマによる、教職員の意識の向上を図るための研修を実施		42
		教職員人権問題研修・学習会 （府立大学）	大学職員自らが高い人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるための研修会を実施		43
	医療関係 者	看護師新規採用者研修	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		43
		研修医オリエンテーション	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		44
	宗教法人 関係者	宗教法人関係者人権問題研修会	宗教団体、宗教法人関係者の人権問題に対する理解の高揚と認識を深めることを目的として、研修会を実施		44

健康福祉部

所 掌 事 務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、地域社会、家庭
		特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
		人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、ハンセン病・感染症・難病患者等、さまざまな人権問題

所管事項に 関する 課題認識	少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、子どもや女性、高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。 ○子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らすなどの厳しい状況があり、社会全体で子どもの育つ環境の整備が必要。 ○高齢化の進展に伴い、高齢者が尊厳を保ちながら、いきいきと暮らしていける社会をつくることが必要であることから、高齢者の権利擁護とともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進。 ○障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに支え合い、共に生き、自分の可能性を発揮できるという共生社会を築くことを目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」のもと、障害に対する理解促進や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践等の取組を推進。 ○性犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化や、被害の潜在化防止等、性暴力のない社会づくりを目指す取組を推進。
----------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。 (2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。 (3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。
-------------------	--

【健康福祉部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修 事業 以外	高齢者	看取りプロジェクト推進事業	住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、看取りに関する府民意識の醸成や看取りをサポートする人材を養成		45
		高齢者総合相談センターの運営	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供		45
		認知症総合対策事業	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への支援や居場所づくり等、認知症ケア体制の構築に関する事業を実施		46
		高齢者の権利擁護の推進	施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制の構築に関する事業の実施		47
	障害のある 人	障害者の権利擁護の推進	障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築に関する事業の実施		47
		発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施		48
		発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助・人材育成、診療体制拡充		48
		障害者に対する理解と交流促進活動	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者への理解促進や府民交流を目的とした各種事業の実施		49
		聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会作り推進事業	「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等の実施		49
		精神障害者家族支援強化事業	精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、精神障害者の家族支援等を実施		50
	子ども	児童虐待等総合対策事業 (オレンジリボンキャンペーン)	児童虐待防止月間(11月)における啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を展開して効果的な取組を実施		50
	女性	性被害者ワンストップ相談支援センター事業	行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者へ被害直後から心理的支援、法的支援等をワンストップで提供するセンターを設立し対応		51
	様々な人権	自殺防止総合対策事業	京都府自殺対策に関する条例及び平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき、自殺予防対策を実施		51

【健康福祉部】

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修 事業 以外	患者等	ハンセン病対策啓発事業	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動の実施		52
		エイズに関する普及啓発事業	京都府エイズ予防月間(12月)等における各種啓発活動の実施		52
研修 事業	人権研修	健康福祉部人権問題職場研修・健康福祉部関係団体人権研修	健康福祉部及び関係団体職員に対し、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		53
	生活保護	生活保護関係職員研修	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		53
		生活保護査察指導員会議	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		54
	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会代表者研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施		54
		民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催		55
	社会福祉施設	民間社会福祉施設長研修会	社会福祉施設管理者の様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を実施		55
		社会福祉施設職員等研修	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		56
	介護職員等	京都府認知症介護に係る研修	認知症高齢者を介護する介護職員等に対して、高齢者の人権を基本とし、たとえ認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしが継続性のある支援の視点等を学ぶ。また、市町村における地域密着型介護施設の開設者・管理者・計画作成担当者等に対しても同様の研修を実施		56
	保育所	保育所職員研修事業	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		57
	児童福祉	児童虐待総合対策事業 (市町村児童相談担当職員研修)	児童虐待防止の取組を推進するとともに、地域における様々な課題に対応できるよう、関係者の資質向上を図る。		57
	保健福祉	保健福祉事業従事職員人権研修会	保健福祉事業従事者がさまざまな人権問題に対する認識・理解を高めるための研修を実施		58

商工労働観光部

所 掌 事 務	(全般) ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌 (人権関連) ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業従事者等	
			人権問題	人権全般

所管事項に関する課題認識	・企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。 ・企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。 ・職場でのハラスメント防止及び女性、高齢者、障害者、外国人やLGBTの方等誰もが働きやすい環境づくりのため、企業経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援が必要。 ・長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発が求められる。
--------------	--

取組の方向 (平成31年度)	・企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在であり、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報などの適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう全役職員を対象とした人権教育・啓発を充実させるとともに、労働相談窓口を設置する。 ・企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援する。
-------------------	--

【商工労働観光部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接 実施 事業	広報・宣伝	公正採用選考啓発事業	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、 企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施		59
	研修事業	企業内人権問題啓発セミナー	企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正 しい理解と認識を深めるための研修会を開		59
		企業・職場人権啓発推進事業	企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あら ゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る		60
		府営工業団地立地企業人権研修	工業団地立地企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識 の高揚を図るための研修を実施		60
	相談窓口	労働相談事業	解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無 料相談を実施		61
団体等への財政支 援		府営工業団地立地企業人権問題研 修補助事業	工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象とした各工 業センター等が実施する研修に対して補助金を交付		61

農林水産部

所 掌 事 務	・府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 ・農村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業、職場
			特定職業従事者等	
			人権問題	全般、女性

所管事項に 関する 課題認識	農林水産部では「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生き、参画することのできる社会」の実現のため ①農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要 ②併せて、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要
----------------------	---

取組の方向 (平成31年度)	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、女性の人権、子供の人権、障害のある方の人権、高齢者の人権、インターネット社会における人権など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。 また、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。
-------------------	--

【農林水産部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接実施事業	研修事業	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	府内の農林漁業関係団体職員等の、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的に、研修会を実施		62
	啓発	農村女性育成事業	農村における女性の地位向上等を図るための啓発や女性の企業活動・社会参画活動の取組支援を実施		62
委託	啓発	京の農林女子カパワーアップ支援事業	女性農業者の農業経営能力のスキルアップのための講座等を開催		62
団体への財政補助		農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助	農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対しての財政補助を実施		63

建設交通部

所 掌 事 務	■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理 ■府営住宅の整備及びその管理 ■福祉のまちづくりの推進 ■建設業の許可 ■宅地建物取引業の免許 など
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	高齢者・障害者・女性・外国人 同和問題

所管事項に 関する 課題認識	■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。 また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務の遂行に当たる必要がある。
----------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■建設業については、年間府北部・南部各1箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、又は業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。
-------------------	---

【建設交通部】

平成 3 1 年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接実施 事業	研修事業	建設業者人権啓発研修	建設業者が人権に対する理解を深め、人権問題の解決に役立てることを目的に研修を実施（府内 2 力所）		64
企業・民間		宅地建物取引業者人権啓発	宅建事業者や宅建取引士に対し、業界団体の会員研修会や資格更新講習の機会に人権啓発を実施		64

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校等における人権教育の推進 (社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
			特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
			人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等、差別のない社会の実現を目指した法律及び「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、学校教育においては、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題など様々な人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。 また、社会教育においては、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。
--------------	---

取組の方向 (平成31年度)	(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。 また、差別のない共生社会の実現を目指して、基本的人権の尊重や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。 (社会教育) 様々な人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。
-------------------	--

【教 育 庁】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
重点施策		子どもの未来を守る事業	すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進。	【一部新規】「訪問型家庭教育支援事業」が「家庭教育アドバイザー配置事業」に変更	65
		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実。	【一部新規】不登校支援ハンドブックの作成、不登校児童生徒支援拠点整備事業を創設	66
学 校 教 育	啓発等	人権教育資料作成（人権教育指導資料－２つのアプローチから－改訂版（仮称））	学校教育・社会教育において人権教育を推進するために、その基盤となる人権教育関連法令等を掲載した指導資料集を作成・配布。	平成30年度は「人権学習資料集〈高等学校編Ⅱ〉」を作成	67
		人権教育資料作成（人権教育進路保障資料）	経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないよう、府の援護制度一覧を作成・配布。		67
	事業	人権教育研究指定校事業	幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、成果を府内全体の学校に波及させる国委託事業。		68
		人権教育総合推進地域事業	学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施する国委託事業。		68
社 会 教 育	啓発等	人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）	人権教育の指導者用資料の整備及び生涯の各時期やあらゆる場面で使用できる学習教材や啓発資料等の整備を推進。		69
	事業	森と小川の教室推進事業	障害のある子どもと障害のない子どもが共同生活を体験し、相互理解を深め支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展を図る。		69
相談体制		トータルアドバイスセンター設置事業	学校教育・家庭教育についての悩みや不安を抱く幼児児童生徒、保護者、教職員等に対し、課題解決のための総合的な教育相談を実施。		70
研修事業		教職員研修事業	差別のない社会の実現を目指す法の目的・理念等を踏まえて、多様な性の在り方やLGBT等についての理解を深めるなど、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力向上を図るため、教職員に対し研修を実施。		71
		学校における人権研修等			
		人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）	社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修会を実施。		72
		人権教育推進事業（人権教育行政担当者等研究協議会）	各教育局において、関係機関との連携を図り、課題解決の方策についての研究協議の実施及び管内市町村の取組状況の情報交換を実施。		72

警察本部

所 掌 事 務	【警務課】△勤務制度に関すること。 △犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 【教養課】△職場教養の調査、研究及び企画に関すること。 【少年課】△犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 【サイバー犯罪対策課】△情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。 【捜査第一課】△性犯罪の捜査に関する指導、教養及び調整に関すること。 【警察学校】△初任科生及び初任補修科生の教育訓練に関すること。	計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	学校、地域社会、企業・職場
			特定職業従事者等	警察職員
			人権問題	人権全般、犯罪被害者等、女性、子ども、社会の変化等による課題

所管事項に 関する 課題認識	△ 警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持する責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付ける必要がある。 △ 警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な府民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点をおいた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる必要がある。
----------------------	--

取組の方向 (平成31年度)	△ 適切な市民応接をはじめとした捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進に当たって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう職場や警察学校における職務倫理教養をはじめとした各種教養の機会を通じ、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に取り組む。
-------------------	---

【警察本部】

平成31年度人権教育・啓発事業一覧

区 分		事 業 名	事 業 概 要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研 修 事 業	人権全般	職務倫理教養	人権に配慮した警察活動に必要なとされる倫理観、責任感等の醸成を目的として各所属ごとに署員教養を実施		73
		手話研修	交番勤務員、窓口担当職員等に対し、部外手話講師による手話実技等の教養を実施		73
		採用時における人権教育	警察学校に入校中の初任科生等を対象に、職務の遂行に必要な人権に対する基礎的知識の習得等を目的とした教養を実施		74
	社会の変化等による課題	所属ハラスメント相談員研修会	年2回、各所属において、指定された全ハラスメント相談員に対し、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等の研修会を実施	全ハラスメント相談員の運用を活性化させるため、本部招致型の研修会を廃止し、年2回各所属ごとに実施の研修会に変更	74
	犯罪被害者等	被害者支援専科	各署の犯罪被害者支援担当者に対し、犯罪被害者支援に関する講義、犯罪被害者等に講演など、警察学校において専科（入校）教養を実施	犯罪被害者支援担当者研修会と1年ごとに交互に実施（隔年）	75
		本部被害者支援要員研修会	本部所属の被害者支援要員に対し、死傷者多数事案発生時の被害者支援要領に間する講義等の研修会を実施		75
		犯罪被害者支援巡回教養	各署に対し、犯罪被害者支援に関する講義等の巡回教養を実施		76
		新規性犯罪指定捜査員等研修会	新規性犯罪指定捜査員に対し、実務に即した性犯罪捜査要領、被害者支援に関する講義等の研修会を実施		76
		性犯罪捜査専科	性犯罪捜査に対する実務経験の少ない警察署の捜査員に対し、性犯罪捜査に対する専門的知識・技能の習得など、警察学校において専科（入校）教養を実施		77
	子ども	児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応	児童虐待や性的搾取事案、いじめ等の被害少年やその保護者等を対象とした支援活動を実施		77
	社会の変化等による課題	サイバー犯罪被害等防止を目的とした講演活動	府民がサイバー犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、ネットモラルの向上や被害防止に関する講演活動を実施		78